



地域集会施設の活用に関する実施計画 (改訂版) 【概要版】

地域集会施設：集会施設のうち、機能の提供範囲が主に地域である施設

6 類型34施設

- | | | | |
|------------|--------|------------|--------|
| ・ 住民センター | [4施設] | ・ 農村地域センター | [5施設] |
| ・ 地区センター | [8施設] | ・ 地域活動センター | [2施設] |
| ・ 公民館（地区館） | [14施設] | ・ 地区体育センター | [1施設] |

ASAHIKAWA CITY

第1章 実施計画の概要（実施計画1～6ページ）

地域集会施設に関する方針・計画策定

平成31年2月 「地域集会施設の活用方針」策定

【取組の方向性】これまでの目的ごとの施設整備・運用から、貸室としての機能を中心に、生涯学習活動を含めた地域住民の多様な活動の場を提供する共通基盤とすることにより、全ての地域集会施設において、多様な利用目的に対応できるようにします。

令和元年8月 「地域集会施設の活用に関する実施計画」策定

【将来像】全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備

活用方針をもとに、具体的な取組内容を整理

実施計画の取組項目

- (1) 設置目的・名称
- (2) 事業
- (3) 開館時間及び休館日
- (4) 指定管理者による管理
- (5) 使用料及び利用料金の設定基準等
- (6) 減免
- (7) その他運用等に関すること

＜第1段階＞
令和2年4月～
※実施済

＜第2段階＞
令和8年10月～

＜第3段階＞
時期未定

第2段階の取組実施に当たって、
実施計画を改訂します

第 2 章 施設の効率的な活用に向けた取組①（実施計画7～12ページ）



	第 1 段階 (令和 2 年4月～)	第 2 段階 (令和 8 年10月～)	第 3 段階 (時期未定)
(1) 設置目的 ・ 名称	公民館について、社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めた検討を実施。教育委員会が令和 5 年 8 月にまとめた「今後の公民館の運営について」において、「公民館を社会教育法に基づく施設として維持していく考え」と整理。	公民館について、「今後の公民館の運営について」を踏まえ、社会教育法に基づく位置付けを維持します。	各施設の設置目的等を踏まえ、可能な範囲で全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含め、多様な利用目的に対応できる環境とすることを目指します。
(2) 事業	変更していません。	変更は予定していません。	※ (1) ・ (2) 共通 全ての地域集会施設において、公民館及び地域活動センターが行う事業の実施を検討します。
(3) 開館時間 及び 休館日	【開館時間】 住民・地区・地域活動センターについて、「午前 9 時から午後10時まで」を「午前 9 時から午後 9 時まで」に変更。 【休館日（年末年始）】 「12月30日から翌年の 1 月 4 日まで」に統一	【開館時間】 地区体育センターについて、「午前 9 時から午後10時まで」を「午前 9 時から午後 9 時まで」に変更。 【休館日】 変更は予定していません。	【開館時間・休館日】 施設利用や地域の状況等を勘案し、必要に応じて、見直しを検討します。

第2章 施設の効率的な活用に向けた取組②（実施計画13～18ページ）



	第1段階 (令和2年4月～)	第2段階 (令和8年10月～)	第3段階 (時期未定)
(4) 指定管理者 による管理	変更していません。	変更は予定していません。	地域における受皿団体の状況や 市民サービスへの影響等を考慮 しながら、指定管理者制度への 移行を検討します。
(5) 使用料及び 利用料金の 設定基準等	【貸室区分】 施設類型ごとに名称や区分が異 なっていたものを、部屋の広さ に応じた料金設定としました。	【貸室区分】 【利用時間帯区分】 変更は予定していません。	【貸室区分】 【利用時間帯区分】 利用状況等を踏まえ、必要に応 じて見直しを検討します。
	【利用時間帯区分】 変更していません。		
	【使用料及び利用料金】 取組指針※に基づき共通の料金 を設定しました。	【使用料及び利用料金】 取組指針に基づき共通の料金 を設定します。	【使用料及び利用料金】 取組指針に基づき共通の料金を 設定します。
	- 平成26～29年度の施設運営に かかった費用から算出 - 受益者の負担割合について、 住民センター等を100%から50% に変更し、全地域集会施設で 50%に統一	令和4～6年度の施設運営に かかった費用から算出	

※取組指針：「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）、令和29年10月策定

第2章 施設の効率的な活用に向けた取組③（実施計画14～18ページ）



○料金改定案の状況は次の表のとおりです。

- ・貸室区分：部屋の広さに応じた設定（多目的室A～E）
- ・利用時間帯区分：午前（午前9～12時）、午後（午後1～5時）、夜間（午後6～9又は10時）。末広地域活動センターは1時間単位。
- ・取組指針で改定料金の上限は改定前の1.5倍と定めているため、公民館及び農村地域センターの一部の部屋は共通料金となっていません。
- ・公民館のうち、末広公民館及び東鷹栖公民館（本館）は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度に施設照明をLED化したため、本来料金からLED効果額を差し引いています。

		共通料金			公民館 ※下段は末広公民館・東鷹栖公民館			農村地域センター		
		現行	改定案	増減	現行	改定案	増減	現行	改定案	増減
多目的室A (50㎡未満)	午前	210円	→ 300円	(+90円)	210円	→ 300円 ※→ 290円	(+90円) (+80円)	210円	→ 300円	(+90円)
	午後	280円	→ 400円	(+120円)	280円	→ 400円 ※→ 390円	(+120円) (+110円)	280円	→ 400円	(+120円)
	夜間	午後9時まで	210円	→ 300円	—	—	—	—	—	—
		午後10時まで	280円	→ 400円	280円	→ 400円 ※→ 390円	(+120円) (+110円)	280円	→ 400円	(+120円)
	1時間当たり		70円	→ 100円	70円	→ 100円	(+30円)	70円	→ 100円	(+30円)
多目的室B (50㎡以上 100㎡未満)	午前	510円	→ 630円	(+120円)	360円	→ 540円 ※→ 530円	(+180円) (+170円)	360円	→ 540円	(+180円)
	午後	680円	→ 840円	(+160円)	480円	→ 720円 ※→ 700円	(+240円) (+220円)	480円	→ 720円	(+240円)
	夜間	午後9時まで	510円	→ 630円	—	—	—	—	—	—
		午後10時まで	680円	→ 840円	480円	→ 720円 ※→ 700円	(+240円) (+220円)	480円	→ 720円	(+240円)
	1時間当たり		170円	→ 210円	120円	→ 180円	(+60円)	120円	→ 180円	(+60円)

第 2 章 施設の効率的な活用に向けた取組④ (実施計画14～18ページ)



		共通料金			公民館 ※下段は末広公民館・東鷹栖公民館			農村地域センター			
		現行	改定案	増減	現行	改定案	増減	現行	改定案	増減	
多目的室C (100㎡以上 200㎡未満)	午前		1,110円	→1,410円	(+ 300円)	750円	→1,110円 ※→1,090円	(+ 360円) (+ 340円)	—	—	—
	午後		1,480円	→1,880円	(+ 400円)	1,000円	→1,480円 ※→1,450円	(+ 480円) (+ 450円)			
	夜間	午後9時まで	1,110円	→1,410円	(+ 300円)	—	—	—	—	—	—
		午後10時まで	1,480円	→1,880円	(+ 400円)	1,000円	→1,480円 ※→1,450円	(+ 480円) (+ 450円)	—	—	—
	1 時間当たり		370円	→ 470円	(+ 100円)	250円	→ 370円	(+ 120円)	—	—	—
多目的室D (200㎡以上(多目的室Eを除く。))	午前		1,500円	→2,190円	(+ 690円)	1,500円	→2,190円	(+ 690円)	930円	→1,380円	(+ 450円)
	午後		2,000円	→2,920円	(+ 920円)	2,000円	→2,920円	(+ 920円)	1,240円	→1,840円	(+ 600円)
	夜間	午後9時まで	1,500円	→2,190円	(+ 690円)	—	—	—	—	—	—
		午後10時まで	2,000円	→2,920円	(+ 920円)	2,000円	→2,920円	(+ 920円)	1,240円	→1,840円	(+ 600円)
	1 時間当たり		500円	→ 730円	(+ 230円)	500円	→ 730円	(+ 230円)	310円	→460円	(+ 150円)
多目的室E (400㎡以上(同程度の貸室(部屋)を含む。))	午前		2,880円	→3,540円	(+ 660円)	1,500円	→2,250円 ※→2,200円	(+ 750円) (+ 700円)	1,890円	→2,820円	(+ 930円)
	午後		3,840円	→4,720円	(+ 880円)	2,000円	→3,000円 ※→2,940円	(+ 1,000円) (+ 940円)			
	夜間	午後9時まで	2,880円	→3,540円	(+ 660円)	—	—	—	—	—	—
		午後10時まで	3,840円	→4,720円	(+ 880円)	2,000円	→3,000円 ※→2,940円	(+ 1,000円) (+ 940円)	2,520円	→3,760円	(+ 1,240円)
	1 時間当たり		960円	→1,180円	(+ 220円)	500円	→ 750円	(+ 250円)	630円	→ 940円	(+ 310円)

第2章 施設の効率的な活用に向けた取組⑤（実施計画19～21ページ）



	第1段階 (令和2年4月～)	第2段階 (令和8年10月～)	第3段階 (時期未定)
(6) 減免	住民センター等において、市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免を廃止	公民館及び農村地域センターで減額対象となっている社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体について、両施設共通の基準を作成します。	生涯学習活動団体についての令和5年度行政評価及び令和5年度包括外部監査の意見等を踏まえ、減免の見直しを検討します。

	これまでの取組	今後の取組
(7) その他運用等に関する こと	【公民館】 令和2年4月～ 公民館以外に利用できる施設がない地域では飲食を認めています。 【公共施設予約システム】 令和3年10月～ 一部の地域集会施設において、公共施設予約システムを導入しています。	【公民館】 建築年数経過による老朽化等の課題が生じていることから、公民館の在り方の検討を進めます。 【公共施設予約システム】 公共施設予約システムの導入施設の拡大を検討します。

第3章 生涯学習の振興（実施計画22～24ページ）



再掲

「地域集会施設の活用に関する実施計画」

【将来像】全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備

現状と課題

公民館

生涯学習振興の中心的な役割を担っており、生涯学習の振興のため、家庭教育支援、青少年教育、成人学習、高齢者学習などの各種事業を実施しているほか、生涯学習活動団体をはじめとする各種団体に対して活動場所を提供。

公民館の現状と課題

- ・利用者や事業参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2・3年度に大きく減少し、その後は増加傾向にあるものの、人口減少や少子高齢化の進展等により、コロナ禍前の令和元年度の水準まで回復することは難しい状況。
- ・施設の老朽化が進行しているが、今後の人口減少を見据えると、現在の公共建築物の総量をそのまま維持することは困難であると考えられる。

公民館は、機能を踏まえた施設の在り方のほか、生涯学習機能の提供方法を検討していく必要がある。

今後の方向性

○公民館の位置付け

社会教育法に基づく施設として維持

○生涯学習の振興の取組

施設再編等の取組を見据えながら、市民の生涯学習の機会の確保と他の地域集会施設も含めた活動の場の維持を検討